

特定健康診査実施要項

① 目的

愛知県医師国民健康保険組合同規約第16条に掲げる「組合員とその家族の健康保持増進のために行う事業(2)特定健康診査・特定保健指導」として、40歳～74歳までの被保険者に対し「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査(以下特定健診)を実施します。

② 対象者

令和6年度に40歳～74歳までの被保険者全員(4月1日時点で加入している方)です。

※当該年度内に40歳を迎えられる方(昭和60年3月31日以前の誕生日の方)も対象となります。

※当該年度内に75歳を迎えられる方は受診期間が6月1日から誕生日前日までです。

※受診日時点で被保険者の資格を有する方が対象となります。(受診券と被保険者証の被保険者証記号番号が同一でない場合、受診資格の有無について裏面お問合せ先へ必ずご確認ください。)

③ 健診内容(令和6年度より一部制度変更があります。)

検査項目は下記基本検査項目とし、基本検査項目が不足している場合は費用をお支払いできません。

| | |
|---|-------------------------------|
| ・問診 | ・肝機能検査(AST・ALT・ γ -GT) |
| ・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) | ・血糖検査(空腹時血糖又はヘモグロビンA1c) |
| ・理学的検査(身体診察) | ・尿検査(尿糖・尿蛋白) |
| ・血圧測定 | |
| ・血液生化学検査:中性脂肪(空腹時/随時)・HDLコレステロール・LDLコレステロール | |

【詳細健診について】

医師が必要と判断した場合は詳細健診項目として貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査のうちから選択して検査を行うものとする。(特定健康診査受診券C面を参照ください。)

④ 受診方法

1. 受診期間は令和6年6月1日～令和7年2月末日までとします。

2. 健診機関の指定はありません。ただし、健診機関の都合により当組合の受診券を使用することができない場合がありますので、必ず事前に健診機関へご確認ください。

3. 受診当日は「被保険者証」と「特定健康診査受診券」及び「特定健康診査実施要項(当該用紙)」を実施機関の窓口へ持参してください。(受診券は所属する医療機関宛に5月下旬に発送予定)

4. 特定健診に限り自家受診(勤務先医療機関での受診)が可能です。

※特定健診対象者が人間ドックと合わせて受診する場合は、「健康診断(人間ドック)実施要項」に従うものとします。

※自己受診(自分自身に対して健診実施)は認められません。

⑤ 費用(補助額)

特定健診に係る費用は、本組合が下記金額(消費税込み)を負担します。

● 基本健診:7,650円

● 詳細健診:貧血検査 242円、血清クレアチニン検査 121円、心電図検査 1,430円、眼底検査 1,232円

⑥ 守秘事項

健診を受けた施設あるいは医療機関から送付された健診結果は、愛知県医師国民健康保険組合が守秘事項として5年間保管します。

特定保健指導

特定健康診査項目の結果により、特定保健指導の対象に該当された方には後日、特定保健指導利用券を自宅に送付します。対象者は利用券を活用して特定保健指導を受けてください。

※実施方法は別途、本組合で定める「特定保健指導実施要項」による。

重要 健診実施機関様へ

1 健診受診前の確認事項

受診券内容と被保険者証の内容を必ずご確認ください。資格喪失者、及び受診期間を過ぎた場合はご請求いただいても精算できません。

2 請求方法

- (1) 愛知県医師国民健康保険組合が、表面記載の費用(補助額)をNPO健康情報処理センターあいち(以下NPOあいち)を通じて健診実施機関へお支払いします。
- (2) 精算方法は下記のA・Bの2種類があります。

A. 独自で特定健康診査結果を電子化する場合

以下の点をご確認のうえ、請求先であるNPOあいちへご送付ください。なお、送料は健診実施機関にてご負担願います。

① 特定健康診査受診券コピー(A面のみで結構です)

※受診券原本は健診実施機関にて当該年度末まで保管してください。

② 特定健康診査結果の電子データ

(第4期厚生労働省指定様式(XMLファイル形式))※令和6年度より一部制度変更があります。

- ・ 特定健診受診対象者分のみご提出ください。(受診券が発行されていない方のデータは不要。)
- ・ 被保険者証記号番号は、受診券記載情報(ハイフンを含む)を被保険者証番号に全角でお入れください。
- ・ 送付先(提出先)機関番号は、愛知県医師国民健康保険組合の保険者番号「00233049」をお入れください。
- ・ 返戻がある場合はお知らせいたします。
- ・ 電子データが作成できない場合はNPOあいちで電子化を行いますので、専用記入用紙をNPOあいちへご依頼ください。(TEL.052-241-1351)

③ 愛知県医師国民健康保険組合請求書

下記URLにアクセスし、入力フォームより請求書を作成し、印刷した原本にご捺印のうえご提出ください。
※NPOあいちホームページ内「NPOあいちについて」⇒「資料ダウンロード」⇒「特定健診・人間ドック請求書入力システム」からもご確認いただけます。

URL <https://npoaichi-ik.dsnx.net/>

※上記URLにアクセスできない等、ご不明な点はNPOあいちまでご連絡ください。(TEL.052-241-1351)

※上記URLで対応できない健診実施機関は、指定の書式でお送りください。

※指定の書式はNPOあいちにお問い合わせください。

※指定の書式・方法以外の請求は認められませんのでご注意ください。



ログイン画面

B. NPOあいちへ報告書作成、電子化を依頼されている場合

通常の特定健診同様に、特定健康診査受診券に問診、身長、体重、腹囲等の数値を記入して、血液分析センターへご提出ください。

- (3) 請求受付期限は令和7年3月末日到着分までです。期限を過ぎたものはお支払いできません。
- (4) 受診後、1か月を目処にご提出ください。
- (5) 健診費用は、請求書を受領した月より3か月後の10日頃にNPOあいちからお支払いいたします。

支払代行機関 : NPO健康情報処理センターあいち(NPOあいち)
(請求先) 〒460-0011 名古屋市中区大須3-30-40万松寺ビル10階 TEL:052-241-1351
お問合せ先 : 愛知県医師国民健康保険組合
〒455-0031 名古屋港区千鳥1丁目13-22
公益社団法人愛知県医師会仮事務所2階(旧名古屋市医師会看護専門学校)
TEL:052-228-3151